

令和7年4月1日 施行

※1 仕様基準又はモデル建物法は、住戸全体又は非住宅全体（既存部分を含む）を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。

※2 各区分のうち当該部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※3 住戸部分の申請において共用部分がある場合に、当該部分を申請から除外することは出来ません。

※3 住宅部分の申請において共用部分がある場合に、当該部分を申請から除外することは出来ません。